

東京都災害廃棄物処理計画（概要）

1 計画の位置付け

- 平成28年3月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」において、災害廃棄物を適切に処理するために計画を策定するとしたもの
- 平常時から発災後を想定して、各主体の役割分担を整理し、それぞれが取り組むべき内容を明確化

2 計画の特徴

(1) 災害廃棄物処理の基本方針

- 廃棄物の排出者であり、また被災者でもある都民の目線に立って、災害廃棄物の処理の在り方を定めた。

生活環境を保全する
安全で安心できる処理

都市機能を取り戻す
復旧、復興に資する処理

災害克服後も大都市東京の
持続性を確保できる処理

7つの基本方針

1 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進する。
2 リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別と選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。
3 迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う。
4 環境に配慮した処理	混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進する。
5 衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る。
6 安全の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
7 経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

(2) 区市町村と都の役割分担を明確化

- これまでの大規模災害を教訓として、平常時からの関係機関同士の連携体制の準備や、発災初動時に廃棄物の分別を徹底することが重要であることから、計画には、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うための事前準備について明記した。
- 災害廃棄物処理の実施主体である区市町村と、広域自治体として調整機能を果たす東京都の役割を明確化し、平常時から区市町村及び都が災害に備えて連携して対応すべき事項を整理した。
- 都は、この計画に基づき、区市町村における災害廃棄物処理の計画策定を支援していく。

経過		区市町村	都
発災後	発災前 平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理計画の策定、見直し ・ 周辺自治体との共同処理体制の整備 ・ 実務的な業務手順、様式等の整備 ・ 仮置場の選定、準備 ・ 処理施設の^{きょうじゆ}強靱化 ・ 災害廃棄物対策に係る研修、訓練の実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区市町村処理計画の策定支援 ・ 都外自治体との連携強化、受援内容の整理 ・ 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）整備 ・ 都が所有するオープンスペースの把握 ・ 災害廃棄物対策に係る研修、訓練の実施 ・ 計画の見直し 等
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理 ・ 建物等の損壊物の対応 ・ 公費解体受付の準備 ・ 仮置場の設置・運営 ・ 住民への広報 ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都内における被災状況の集約 ・ 東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の設置 ・ 受援体制の整備 ・ 災害廃棄物処理推進計画（仮称）の策定 ・ 区市町村処理実行計画の策定支援 等
	応急対策期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公費解体の受付、解体工事 ・ 仮置場の運営 ・ 国庫補助金対応 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都外自治体、関係機関からの受援 ・ 都への事務委託を受けた場合の災害廃棄物処理 等
	災害復旧・復興期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理実行計画の見直し ・ 復興資材の活用 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理推進計画の見直し ・ 復興資材の活用 等

(3) 発災後の受援内容を整理

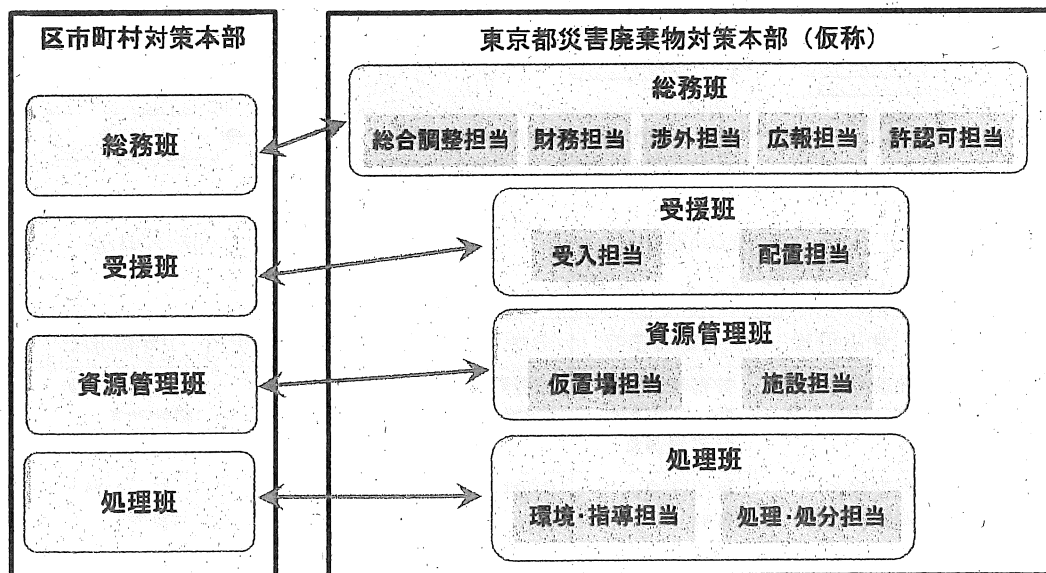
これまでの災害における都から被災自治体への職員派遣の経験を踏まえ、平常時から、発災後に備え、都外自治体、事業者団体・民間事業者、学識経験者からの支援を想定し、各主体の廃棄物処理に係る知識・経験に応じた受援内容を整理しておくこととした。

区分	受援メニュー（例）	
知見に関する支援	総合調整	対応方針検討、各種業務調整
	計画作成	東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）作成の補助
	設計・積算	発注に係る設計及び積算の補助
	契約	契約事務の補助
	書類作成	災害報告書等の作成の補助
資機材に関する支援	収集運搬	生活ごみ等の収集運搬車両
	処分	中間処理に関する広域支援
人員に関する支援	情報収集	被災自治体の対応状況に係る情報収集
	仮置場設置	仮置場における管理状況の監督
	現地確認	避難所や仮置場の現地確認
	窓口対応	窓口問合せ
	広報	都民への広報（分別等）

(4) 発災後に都及び区市町村が備えるべき組織体制

- 都と区市町村で互いのカウンターパートが明確になるよう、今後、発災時における共通の組織体制を構築し、円滑なコミュニケーションがとれるようにする。
- 計画の実効性を更に高めるため、都と区市町村で、訓練や演習を実施し、必要に応じて計画の見直しを行っていく。

発災後に設置する組織のイメージ



参考

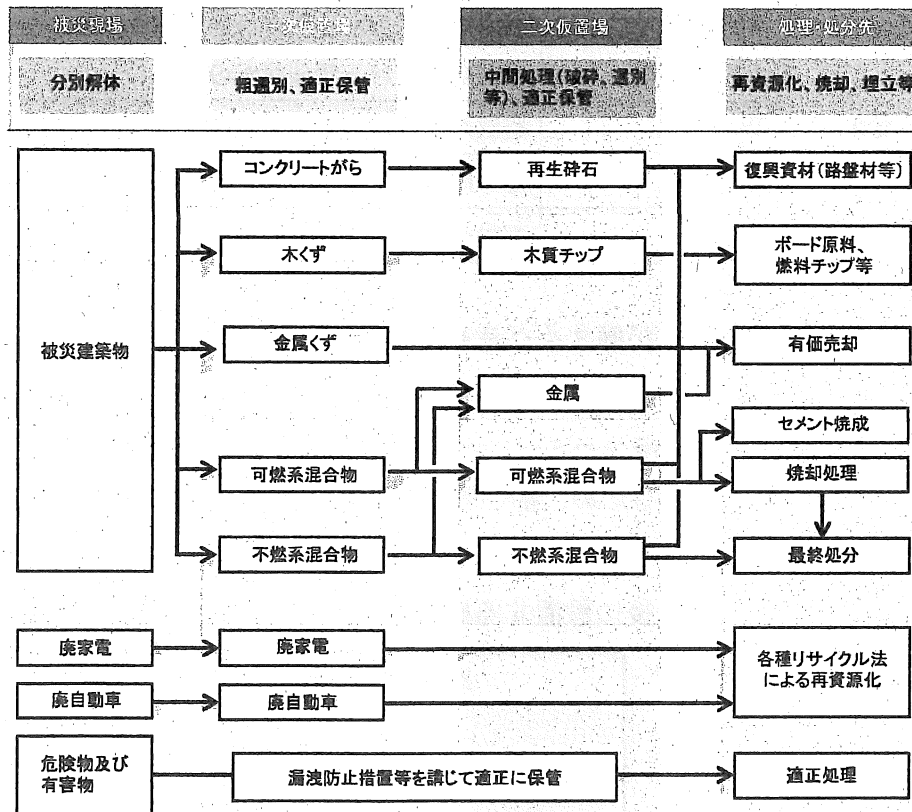
被害想定と災害廃棄物の推定発生量

区分	建物被害 (棟)			災害廃棄物推定発生量 (万トン)	
	全壊	半壊	焼失	区部	多摩
東京湾北部地震 M7.3	116,224	329,484	201,249	区部	4047
				多摩	240
				都内計	4287
多摩直下地震 M7.3	75,668	329,554	65,770	区部	2071
				多摩	1050
				都内計	3121

(参考) 阪神・淡路大震災 約2千万トン (うち市町による処理約1,450万トン)
 東日本大震災 約2千万トン (津波堆積物 約1千万トンを除く)
 熊本地震 約28.9万トン (熊本県災害廃棄物処理実行計画～第2版～)

災害廃棄物処理の流れ

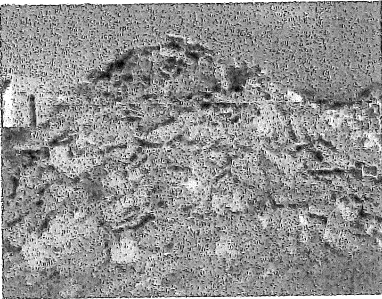

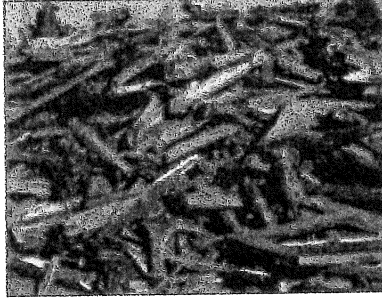




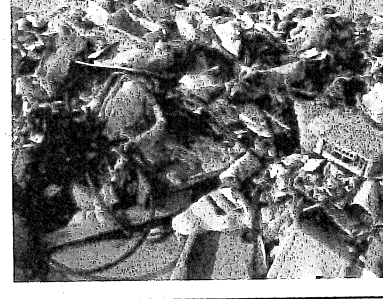
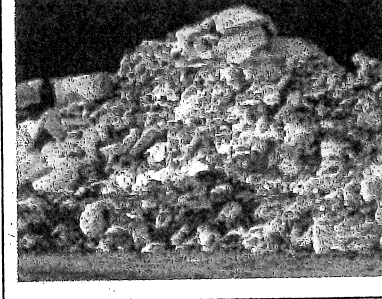
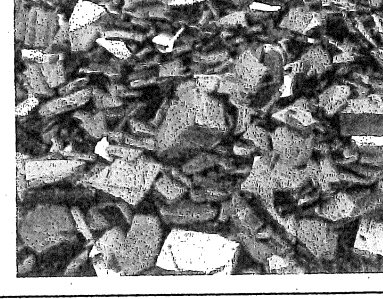
被災建築物の分別解体や仮置場における破碎、選別を徹底することによって、災害時であっても可能な限りリサイクルを推進することによって、埋立処分場の延命化を図る。



発災後に想定される状況の変化に対応するため、各段階ごとに取り組むべきことを整理 (仮に3年間で処理を完了とした場合)

時期	発災直後	3日目まで	3か月目まで	6か月目まで	2年間まで	処理完了まで
対応すべき事項	迅速な体制整備に向けた準備	被害状況の把握、住民周知、仮置場運営	公費解体の受付や解体工事、	円滑な処理ルート確保	処理体制の継続的改善	処理完了に向けた準備
対応策例	仮置場の選定、確保	被災状況の集約	広域処理の検討	中間処理、再資源化の実施	人材、資機材の最適配分	仮置場の現状回復

災害廃棄物の種類

コンクリートがら		
木くず		
金属くず		
可燃系混合物		
不燃系混合物		

出典：「災害廃棄物の種類」（環境省 災害廃棄物対策情報サイト）

